



び縦覧、」を削り、「第四十八条第九項において準用する第七条第五項」を「第七条第五項」に、「第四十八条第九項において準用する第九条第二項の規定による異議の申出に対する決定」を「第九十六条の二第六項の規定による報告の受付」に改め、同号(三)を削り、同号(四)中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同号(五)を同号(三)とし、同号(三)の次に次のように加える。

(三) 第九十六条の四第一項において準用する第八十八条第一項の応急工事計画について第九十六条の四第二項において準用する第九十六条の二第六項の規定による報告の受付

第十四条第一号中「第二条の四第三項」を「第二条の四第四項」に、「第二条の三第三項」を「第二条の三第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「変更の協議」の下に「並びに同条第六項の規定による市町村計画の報告の受付」を加える。

第十六条第二十二号(七)を次のように改める。

(七) 第三十二条第三項の規定による指定管理団体の届出の受付

附 則

この規則は、平成二十三年十一月三十日から施行する。